

## 令和5年度糸魚川市社会福祉施設物価高騰対策事業補助金（冬期分）交付要領

（趣旨）

第1条 市長は、原油価格の高騰等に起因する各種物価高騰下において、必要な介護・障害サービスを安定的に提供するため、事業所等における施設光熱費及び訪問送迎車両燃料費、食材料費の一部について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1に掲げる事業所を市内で開設する運営法人を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助対象者としな

(1) 規則第4条第3項各号に掲げる者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項（風俗営業）及び第5項（性風俗関連特殊営業）の規定に該当する業種の営業を行う事業者又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者

(3) 事業申請日又は補助金交付決定日の時点で、破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年1月1日から同年3月31日までの間に支出した次の各号に掲げる経費とする。

(1) 施設光熱費 施設の冷暖房、照明その他設備機器等に係る電気、ガス、灯油代等

(2) 車両燃料費 利用者宅への訪問及び送迎に用いる車両の燃料費

(3) 食材料費 利用者に提供する食事の原材料費（別表1における訪問系及び相談系サービスを除く。）

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業所ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令和5年度前に開設した事業所 補助対象経費のうち任意の一月分の額が令和4年の同月における額を上回った場合において、当該増加した額に3を乗じて得た額の2分の1の額と別表1に定める基準単価とを比較して低い額

(2) 令和5年度以後に開設した事業所 補助対象経費のうち任意の一月分の額に3分の1を乗じて得た額に、前条に規定する期間において事業所を開設した月数（一月が15日未満のときは月数に含めない）を乗じて得た額の2分の1の額と別表1に定める基準単価とを比較して低い額

2 前項の場合において、補助対象経費の支出に充てることを目的とした寄附金その他この補助金以外の補助金収入がある場合は、前項の規定により算出した額から当該収入額を控除する。

3 前2項の規定により算出した額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費の額を補助金の額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請兼実績報告)

第5条 補助金の交付を申請する者は、糸魚川市社会福祉施設物価高騰対策事業補助金（冬期分）交付申請書兼実績報告書（別記様式）を令和6年5月31日までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年3月15日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 規則第14条の規定による補助金の返還については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

## 【介護サービス事業所】

区分	No	事業所・施設の種別(※1～3)	基準単価(円)
通所系	1	通常規模型	90,000 /事業所
	2	通所介護事業所	大規模型(Ⅰ)
	3		大規模型(Ⅱ)
	4		地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)
	5	認知症対応型通所介護事業所	90,000 /事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型
	7		大規模型(Ⅰ)
	8		大規模型(Ⅱ)
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所	180,000 /事業所
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下
	11		定員21人以上
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下
	13		訪問回数1,201回以上2,000回以下
	14		訪問回数2,001回以上
	15	訪問看護事業所	23,000 /事業所
	16	訪問リハビリテーション事業所	23,000 /事業所
	17	居宅介護支援事業所	23,000 /事業所
	18	介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	23,000 /事業所
	19	福祉用具貸与事業所	23,000 /事業所
	入所施設・居住系	20	介護老人福祉施設
21		定員40人以上49人以下	
22		定員50人以上69人以下	
23		定員70人以上89人以下	
24		定員90人以上	
25		地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下
26			定員20人以上
27		介護老人保健施設	定員39人以下
28			定員40人以上49人以下
29			定員50人以上69人以下
30			定員70人以上89人以下
31			定員90人以上
32		認知症対応型共同生活介護事業所	定員14人以下
33			定員15人以上
34		軽費老人ホーム	定員39人以下
35			定員40人以上49人以下
36			定員50人以上69人以下
37	定員70人以上89人以下		
38	定員90人以上		
対象経費	令和6年1月から3月までに支出した施設・事業所等の光熱費、訪問・送迎用車両の燃料費、食材料費(訪問系サービスを除く)		
助成額	事業所・施設ごとに、対象経費のうち任意の一月分の額が令和4年の同月における額を上回る場合において、当該増加した額に3を乗じて得た金額の2分の1の額(所要額)と基準単価を比較して少ない方の額とする。ただし、補助額が対象経費を超える場合は対象経費の額とし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		

※1 異なる事業所・施設の種別で同一の建物及び車両を使用している場合は、事業所・施設の種別ごとに使用実態に応じて按分するか、いずれかの事業所・施設の種別にまとめて計上して助成額を算定することとし、二重に計上しないこと。

※2 対象事業所・施設は、対象経費の支出期間に指定等を受けているものであり、休止中の事業所・施設は含まない。  
 ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、令和6年1月1日時点で判断する。  
 ・訪問介護の訪問回数については、対象期間内で一番多い月の身体介護、生活援助及び通院等乗降助の合計数で判断する。  
 ・基準単価の区分に定員がある事業所・施設については、補助の申請時点で判断する。

※3 病院、みなし指定により居宅療養管理指導を行う診療所又は薬局は本補助金の対象としない。

## 【障害サービス事業所】

事業所・施設の種別 (※1～4)			基準単価 (円)	
通所系	1	生活介護	225,000 /事業所	
	2	自立訓練(生活訓練)	113,000 /事業所	
	3	就労移行支援	360,000 /事業所	
	4	就労継続支援A型	360,000 /事業所	
	5	就労継続支援B型	360,000 /事業所	
	6	就労定着支援	155,000 /事業所	
	7	放課後等デイサービス	360,000 /事業所	
	8	地域活動支援センター	120,000 /事業所	
短期入所	9	短期入所	18,000 /事業所	
入所・居住系	10	施設入所支援	39人以下	270,000 /事業所
	11		40人～49人	540,000 /事業所
	12		50人～69人	675,000 /事業所
	13		70人以上	810,000 /事業所
	14	共同生活援助(日中サービス支援型)	通常規模型(7人以下)	42,000 /事業所
	15		大規模型(8人以上)	63,000 /事業所
訪問系	16	居宅介護	15,000 /事業所	
	17	同行援護	15,000 /事業所	
相談系	18	計画相談支援	15,000 /事業所	
	19	相談支援事業所	15,000 /事業所	
	20	障害児相談支援	15,000 /事業所	
対象経費	令和6年1月から3月までに支出した施設・事業所等の光熱費、訪問・送迎用車両の燃料費、食材料費(訪問系サービスを除く)			
助成額	事業所・施設ごとに、対象経費のうち任意の一月分の額が令和4年の同月における額を上回る場合において、当該増加した額に3を乗じて得た金額の2分の1の額(所要額)と基準単価を比較して少ない方の額とする。ただし、補助額が対象経費を超える場合は対象経費の額とし、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。			

- ※1 異なる事業所・施設の種別で同一の建物及び車両を使用している場合は、いずれかの事業所・施設の種別にまとめて計上して助成額を算定することとし、二重に計上しないこと。
- ※2 介護サービス事業所と同一の建物及び車両を使用している場合は、介護サービス事業所の種別にまとめて計上することとし、二重に計上しないこと。
- ※3 対象事業所・施設は、対象経費の支出期間に指定等を受けているものであり、休止中の事業所・施設は含まない。
- ※4 入所・居住系の定員については、補助の申請時点で判断する。